

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

申立期間当時、私は兄の経営する事業所で働き、私の国民年金保険料は給料から天引きされ、兄が、兄夫婦の分と一緒に区の集金人や信用金庫等に納付してくれた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その兄の経営する事業所で働き、申立人の国民年金保険料は給料から天引きされ、その兄が、兄夫婦の分と一緒に区の集金人や信用金庫等に納付してくれたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和45年4月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料納付が可能な期間である上、申立人が53年に転入したA市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、申立期間を含む「昭和45年1月から昭和52年3月まで納付済」と記載されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとされるその兄及びその妻は、申立期間を含め、国民年金加入期間の保険料は全て納付済みとなっていることから、納付意識が高かったことが推察され、申立人の6か月と短期間である申立期間の保険料のみが納付されなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は12万円、申立期間②は16万7,000円、申立期間③は14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年8月11日  
② 平成21年12月24日  
③ 平成22年12月22日

申立期間において支給された賞与について、事業主から厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険事務所（当時）又は年金事務所に対して、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する以前に届出を行っていなかったとのことなので、申立期間に係る標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であること

から、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、事業主が提出した賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、申立期間①は 12 万円、申立期間②は 16 万 7,000 円、申立期間③は 14 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時には届出を行っておらず、当該保険料を納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所又は年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は12万円、申立期間②は16万7,000円、申立期間③は12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年8月11日  
② 平成21年12月24日  
③ 平成22年12月22日

申立期間において支給された賞与について、事業主から厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険事務所（当時）又は年金事務所に対して、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する以前に届出を行っていなかったとのことなので、申立期間に係る標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であること

から、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、事業主が提出した賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、申立期間①は 12 万円、申立期間②は 16 万 7,000 円、申立期間③は 12 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時には届出を行っておらず、当該保険料を納付していないことを認め、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所又は年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は3万円、申立期間②は9万8,000円、申立期間③は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年8月11日  
② 平成21年12月24日  
③ 平成22年12月22日

申立期間において支給された賞与について、事業主から厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険事務所（当時）又は年金事務所に対して、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する以前に届出を行っていなかったとのことなので、申立期間に係る標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であること

から、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、事業主が提出した賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、申立期間①は3万円、申立期間②は9万8,000円、申立期間③は11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時には届出を行っておらず、当該保険料を納付していないことを認め、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所又は年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年12月22日

申立期間において支給された賞与について、事業主から厚生年金保険料を控除されていたが、年金事務所に対して、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する以前に届出を行っていなかったとのことなので、申立期間に係る標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、事業主が提出した賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額及び申立人の賞与額から、14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時には届出を行っておらず、当該保険料を納付していないことを認め、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は15万円、申立期間②は22万5,000円、申立期間③は21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年8月11日  
② 平成21年12月24日  
③ 平成22年12月22日

申立期間において支給された賞与について、事業主から厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険事務所（当時）又は年金事務所に対して、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する以前に届出を行っていなかったとのことなので、申立期間に係る標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であること

から、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、事業主が提出した賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、申立期間①は 15 万円、申立期間②は 22 万 5,000 円、申立期間③は 21 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時には届出を行っておらず、当該保険料を納付していないことを認め、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所又は年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は12万円、申立期間②は16万7,000円、申立期間③は12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年8月11日  
② 平成21年12月24日  
③ 平成22年12月22日

申立期間において支給された賞与について、事業主から厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険事務所（当時）又は年金事務所に対して、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する以前に届出を行っていなかったとのことなので、申立期間に係る標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であること

から、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、事業主が提出した賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、申立期間①は 12 万円、申立期間②は 16 万 7,000 円、申立期間③は 12 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時には届出を行っておらず、当該保険料を納付していないことを認め、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所又は年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は1万円、申立期間②は7万9,000円、申立期間③は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年8月11日  
② 平成21年12月24日  
③ 平成22年12月22日

申立期間において支給された賞与について、事業主から厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険事務所（当時）又は年金事務所に対して、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する以前に届出を行っていなかったとのことなので、申立期間に係る標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であること

から、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、事業主が提出した賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、申立期間①は1万円、申立期間②は7万9,000円、申立期間③は11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時には届出を行っておらず、当該保険料を納付していないことを認め、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所又は年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8259

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から42年3月まで

申立期間において、A事業所のB寮に勤務し、寮生の食事の賄いや管理の仕事に従事した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月1日から同年5月1日までの期間について、A事業所が提出した申立人に係る辞令及びC健康保険組合の申立人に係る加入台帳により、申立人は、当該期間において、同事業所のB寮に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所から提出された申立人に係る昭和37年7月から42年2月までの「職員源泉徴収簿並給与台帳」により、保険料が翌月控除であることが確認できるところ、40年5月19日支給の給与（支給額は1万5,000円）において確認できる社会保険料額は、支給額1万5,000円に相当する失業保険料及び標準報酬月額1万4,000円に相当する健康保険料のほかに、標準報酬月額1万4,000円に相当する厚生年金保険料に見合う額を合算した額と一致する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の「職員源泉徴収簿並給与台帳」により推認できる保険料控除額から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届をする機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和37年4月から40年4月1日までの期間及び同年5月1日から42年3月までの期間について、A事業所が提出した申立人に係る辞令及びC健康保険組合の申立人に係る加入台帳により、申立人は、37年7月1日から40年4月1日までの期間及び同年5月1日から42年2月28日までの期間、同事業所のB寮に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の「職員源泉徴収簿並給与台帳」により、各月において給与から控除されている社会保険料は、昭和40年5月19日支給の給与を除いては、各月の標準報酬月額に相当する健康保険料及び支給額に相当する失業保険料を合算した社会保険料額であり、厚生年金保険料は控除されていないことが推認できる。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8260

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を平成22年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年1月31日から同年2月1日まで  
平成16年7月1日から22年1月31日まで、A法人に勤務して給与から厚生年金保険料を控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した離職証明書及び給与支給明細書並びに事業主の供述及び雇用保険加入記録により、申立人はA法人に平成22年1月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書における報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保存している、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、資格喪失日を平成22年1月31日と届出していることが確認できることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、年金事務所は申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず

（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8261

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年10月15日から36年3月15日まで  
昭和33年8月にA社に入社し、B部門として設立されたC社に異動。その後、35年秋にA社に異動しD部門の担当として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が被保険者期間となっていないので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和35年10月15日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の事業所別被保険者名簿における申立人に係る昭和36年3月の記録から、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

1 申立期間①について、申立人のA社における資格喪失日は、平成7年8月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、6年7月から同年9月までは16万円、同年10月から7年7月までは17万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を平成8年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月1日から7年8月1日まで  
② 平成8年4月27日から同年6月1日まで

厚生労働省の記録によると、A社、B社及びC社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。転籍はしたが、申立期間の勤務実態は変わらず継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所で

なくなった日（平成7年8月1日）より後の同年8月14日に、申立人について、6年10月の定時決定の記録を取り消した上で、同年7月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日とする処理が行われていることが確認でき、申立人のほか10人の同僚についても同様に資格喪失処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、平成6年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社の関連事業所として認められるB社における申立人の被保険者資格取得日である7年8月1日に訂正することが必要と認められる。

なお、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当該資格喪失処理前のオンライン記録から、平成6年7月から同年9月までは16万円、同年10月から7年7月までは17万円とすることが必要である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B社からC社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成8年6月1日であることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までB社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における平成8年3月のオンライン記録から、18万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料を事業主が納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、B社の事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

A法人において、平成 19 年 12 月 10 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された申立人に係る取引記録により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記の取引記録により推認できる厚生年金保険料控除額から、30万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかで



ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A法人において、平成19年12月10日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された申立人に係る取引記録により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記の取引記録により推認できる厚生年金保険料控除額から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8266

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を96万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

A社（現在は、B社C事業所）に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 12 日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された金融機関の預金通帳の写し及びD健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、同僚は、所持する賞与明細書及び事業所から提出のあった賃金台帳により、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述のD健康保険組合からの回答により96万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行った

か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を40万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日  
A社（現在は、B社C事業所）に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 12 日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、同僚は、所持する賞与明細書及び事業所から提出のあった賃金台帳により、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述のD健康保険組合からの回答により40万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を60万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

A社（現在は、B社C事業所）に勤務した期間のうち、平成15年12月12日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された金融機関の預金通帳の写し及びD健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、同僚は、所持する賞与明細書及び事業所から提出のあった賃金台帳により、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述のD健康保険組合からの回答により60万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行った

か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を56万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

A社（現在は、B社C事業所）に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 12 日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された金融機関の預金通帳の写し及びD健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、同僚は、所持する賞与明細書及び事業所から提出のあった賃金台帳により、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述のD健康保険組合からの回答により56万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行った

か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8270

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を91万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

A社（現在は、B社C事業所）に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 12 日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された金融機関の預金通帳の写し及びD健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、同僚は、所持する賞与明細書及び事業所から提出のあった賃金台帳により、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述のD健康保険組合からの回答により91万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行った

か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8271

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を116万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日  
A社（現在は、B社C事業所）に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 12 日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、同僚は、所持する賞与明細書及び事業所から提出のあった賃金台帳により、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述のD健康保険組合からの回答により116万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8272

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を77万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日  
A社（現在は、B社C事業所）に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 12 日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、同僚は、所持する賞与明細書及び事業所から提出のあった賃金台帳により、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述のD健康保険組合からの回答により77万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を58万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日  
A社（現在は、B社C事業所）に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 12 日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、同僚は、所持する賞与明細書及び事業所から提出のあった賃金台帳により、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述のD健康保険組合からの回答により58万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8274

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を93万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日  
A社（現在は、B社C事業所）に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 12 日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、同僚は、所持する賞与明細書及び事業所から提出のあった賃金台帳により、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述のD健康保険組合からの回答により93万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8275

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を75万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日  
A社（現在は、B社C事業所）に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 12 日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、同僚は、所持する賞与明細書及び事業所から提出のあった賃金台帳により、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述のD健康保険組合からの回答により75万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8276

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和50年1月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月13日から同年2月1日まで

申立期間も継続してA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、調査の上厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和50年1月13日に同社D本部から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和50年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、12万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したものとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 8277

### 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年3月1日から7年3月19日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、5年3月から同年9月までは34万円、同年10月から7年2月までは44万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年10月1日から5年10月1日までの期間については、申立人は、36万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成4年10月から5年9月までに係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から7年3月19日まで  
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が、当時の給与と比較して低くなっているため記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成5年3月1日から7年3月19日までの期間について、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、5年3月から同年9月までは34万円、同年10月から7年2月までは44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月31日より後の同年4月27日付けで、20万円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があ

ったとは認められず、申立人の平成5年3月から7年2月までに係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た5年3月から同年9月までは34万円、同年10月から7年2月までは44万円と訂正することが必要と認められる。

申立期間のうち平成4年10月1日から5年10月1日までの期間について、申立人から提出を受けた源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、当該期間に係る標準報酬月額については、36万円と訂正することが必要である。

なお、申立人の平成4年10月から5年9月までに係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年4月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月31日から同年4月21日まで  
平成7年4月20日までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から、申立人は、A社に平成7年4月20日まで勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年3月31日）より後の同年5月2日に、申立人について、同年4月の随時改定記録を取り消した上で、同年3月31日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の登記簿謄本から、申立期間において同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、平成7年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の雇用保険の離職日の翌日である同年4月21日に訂正することが必要と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該喪失処理前のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8279

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、昭和48年8月から同年12月までの標準報酬月額を11万8,000円に、49年1月から同年9月までの標準報酬月額を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から49年10月1日まで

A事業所で勤務していた申立期間の標準報酬月額が、控除されている厚生年金保険料と比較して低額となっているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（昭和48年8月から同年12月までは11万8,000円、49年1月から同年9月までは14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5354

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月

私は、20 歳に到達すると同時に国民年金に加入し、国民年金保険料は、私の両親が納付していた。昭和 48 年 4 月 1 日付けで就職が内定していたが、同年 3 月頃入院することとなり、退院は同年 4 月下旬頃となったので、採用は同年 5 月 1 日付けとなった。申立期間は、引き続き保険料を納付していたので、保険料納付済期間に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳に到達すると同時に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料はその両親が納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 44 年 5 月頃に払い出されたものと推認されるものの、国民年金保険料の納付を行ったとするその両親は、既に他界しており具体的な証言は得られず、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与していないことから、納付状況が不明である。

また、A 町の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の被保険者資格の喪失年月日は昭和 48 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間とされ、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間であり、申立期間の保険料を納付するためには、申立人は、被保険者資格を再度取得するための手続を行わなければならないところ、申立人は、当該日に被保険者資格を喪失していたことについては知らなかったと回答しており、前述の手続についても誰からも何も聞い

たことがないと回答している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 関東（群馬）国民年金 事案 5355

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から53年3月まで  
昭和55年頃、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したが、申立期間が未納となっており、自分の国民年金の記録がおかしいと思うので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、「国民年金への加入が遅れたため、A市役所で年金を受給するために必要な期間である25年を納付できるようにしてもらい、私が夫婦二人分で合計約50万円の保険料をまとめて納付した。」と申述しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和55年6月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、当該払出時期は第3回特例納付実施期間内であり、申立人夫婦の所持する「納付書・領収証書」によると、申立人夫婦は、それぞれ第3回特例納付により国民年金保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、上記申立人夫婦の「納付書・領収証書」によると、申立人の夫は昭和55年6月30日に申立期間前の36年4月から38年3月までの期間及び42年7月から44年10月までの期間の特例納付保険料20万8,000円、申立人は55年6月30日に42年7月から47年12月までの期間の特例納付保険料26万4,000円をそれぞれ納付していることが確認でき、これら合計金額47万2,000円はその夫が納付したとする50万円とほぼ一致している上、仮に、申立人夫婦が上記納付期間に加えて申立期間を第3回特例納付により納付した場合の保険料は夫婦二人分で合計116万4,000円となり、申立人の夫が記憶する納付金額50万円と大きく相違する。

また、オンライン記録によると、申立人夫婦の国民年金保険料納付済期間はいずれも 300 月（25 年）となっていることから、申立人夫婦は、60 歳時点で老齢基礎年金の受給資格期間である 300 月（25 年）を満たすように第 3 回特例納付を行ったものと考えられ、年金を受給するために必要な期間である 25 年を納付できるようにしてもらったとする申立人の夫の記憶との相違はなく、夫が申立人の申立期間の保険料を納付した状況はうかがえない。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 44 年 11 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から同年 12 月まで  
② 昭和 44 年 11 月から 53 年 3 月まで

昭和 55 年頃、私が A 市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行ったが、国民年金への加入が遅れたため、同市役所職員から、「国民年金保険料を 25 年納付するには夫婦で 10 年分くらいの保険料が足りない。今が不足している国民年金保険料を納付できる最後の機会である。」と言われ、同市役所で年金を受給するために必要な期間である 25 年を納付できるようにしてもらい、私が夫婦二人分で合計約 50 万円の保険料をまとめて納付した記憶がある。

申立期間①及び②が未納となっているので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金への加入が遅れたため、A 市役所で年金を受給するために必要な期間である 25 年を納付できるようにしてもらい、私が夫婦二人分で合計約 50 万円の保険料をまとめて納付した。」と申述しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 55 年 6 月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、当該払出時期は第 3 回特例納付実施期間内であり、申立人夫婦の所持する「納付書・領収証書」によると、申立人夫婦は、それぞれ第 3 回特例納付により国民年金保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、上記申立人夫婦の「納付書・領収証書」によると、申立人は昭和 55 年 6 月 30 日に申立期間前の 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び 42 年 7 月から 44 年 10 月までの期間の特例納付保険料 20 万 8,000

円、その妻は 55 年 6 月 30 日に 42 年 7 月から 47 年 12 月までの期間の特例納付保険料 26 万 4,000 円をそれぞれ納付していることが確認でき、これら合計金額 47 万 2,000 円は申立人が納付したとする 50 万円とほぼ一致している上、仮に、申立人夫婦が上記納付期間に加えて申立期間を第 3 回特例納付により納付した場合の保険料は夫婦二人分で合計 116 万 4,000 円となり、申立人の記憶する納付金額 50 万円と大きく相違する。

また、オンライン記録によると、申立人夫婦の国民年金保険料納付済期間はいずれも 300 月（25 年）となっていることから、申立人夫婦は、60 歳時点で老齢基礎年金の受給資格期間である 300 月（25 年）を満たすように第 3 回特例納付を行ったものと考えられ、年金を受給するために必要な期間である 25 年を納付できるようにしてもらったとする申立人の記憶との相違はなく、申立人が申立期間の保険料を納付した状況はうかがえない。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（群馬）国民年金 事案 5357

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

昭和36年に夫と一緒に国民年金に加入し、将来のために町内の集金や納付書で私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、申立期間は私だけが未納となっている。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和36年に夫と一緒に国民年金に加入し、町内の集金や納付書で私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。」と申述しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和44年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとするその夫も、申立期間のうち昭和36年4月から40年3月までの期間は未納とされている上、申立期間は84か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年7月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年7月から12年3月まで

私は、20歳になった平成11年の年末に、私の父がA町役場（現在は、B市役所C支所）で免除申請書を提出した時、「両親の収入が多いため、無理です。」と受理されなかったため、再度、12年1月に私が免除申請書を同役場に提出しに行った。

確かに、A町役場で免除申請書を受理されたので、申立期間を未納ではなく、免除期間としてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成11年の年末に、申立人の父がA町役場で免除申請書を提出したが受理されなかったため、再度、12年1月に同役場で同申請書を提出したと申述しているが、同役場の回答によると、申立期間当時の受付状況は不明であるとしているため、申立人の免除申請手続について確認することはできない。

また、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された以降の期間であり、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性はかなり低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間について、免除の申請を行ったこと及び免除の承認を受けたことを示す関連資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5359

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月及び同年3月の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月及び同年3月

私は、会社を退職した昭和47年2月に国民年金の加入手続及び付加保険料の納付の申出を行い、国民年金保険料は、付加保険料を含め数か月に1度程度の割合で納付していた記憶がある。申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、A市役所に納付していた。申立期間の付加保険料のみが未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「付加保険料を含め数か月に1度程度の割合で納付していた記憶があり、申立期間の付加保険料のみが未納となっていることに納得できない。」と申述しているが、オンライン記録では申立期間の国民年金保険料は、定額保険料だけの納付とされていることから、当該記録について、日本年金機構Bブロック本部C事務センターに照会したところ、「平成6年2月及び同年3月の記録は、定額保険料のみ過年度納付されたものである。」との回答があり、付加保険料は、遡って納付することは制度上できないことから、申立期間に係る過年度納付書が申立人に交付された際には定額保険料のみの納付書が交付されたと推察され、付加保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月、同年11月、12年1月から同年3月までの期間、同年8月、同年9月、13年3月から14年2月までの期間及び同年4月から15年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月  
② 平成4年11月  
③ 平成12年1月から同年3月まで  
④ 平成12年8月及び同年9月  
⑤ 平成13年3月から14年2月まで  
⑥ 平成14年4月から15年9月まで

申立期間の国民年金保険料は、口座振替等で全て納付しているはずである。口座振替で残高不足になったこともあるが、その期間は納付が遅れながらも私が金融機関による集金などでまとめて納付した。

申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、口座振替等で全て納付しているはずである。口座振替で残高不足になったこともあるが、その期間は納付が遅れながらも私が金融機関による集金などでまとめて納付した。」と申述しているが、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人は、保険料の納付額及び納付時期等に関する記憶が明確でないため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和39年1月頃に払い出されたと推認され、当該手帳記号番号が平成9年1月に申立人の基礎年金番号とされているところ、

申立期間③、④及び⑤は、同年1月に基礎年金番号制度が導入された以降の期間であり、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性はかなり低くなっていると考えられる上、申立期間⑥は、14年4月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進められ、平成14年度以降に記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立期間は6回に及び、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることは考え難い上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月、同年4月及び58年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年3月及び同年4月  
② 昭和58年4月から同年7月まで

私は、会社を退職した後の昭和57年頃に、再度、国民年金に加入し、国民年金保険料は、全て未納なく納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料は、いつ頃かは覚えていないがA社会保険事務所（当時）かB区役所で納付書により納付している。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、会社を退職した後の昭和57年頃に、再度、国民年金に加入し、国民年金保険料は、全て未納なく納付していたはずである。申立期間の保険料は、いつ頃かは覚えていないがA社会保険事務所かB区役所で納付書により納付している。」と申述しているが、申立人は保険料の納付額及び納付時期等に関する記憶が明確でないため、保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間①及び申立期間②のうち昭和58年5月から同年7月までの期間は、平成4年5月20日に国民年金被保険者資格取得日が57年5月4日から同年3月12日に、資格喪失日が58年5月9日から同年8月4日にそれぞれ記録訂正されたことにより生じた未納期間であり、それまで当該期間は未加入期間であったことから、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、また、当該記録訂正の時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②のうち、昭和58年4月については、申立人のC市の国民年金被保険者名簿によると、「口座申込58.2.18、58年度1期から」と記載されていること、及び申立人が同年5月にD県E市に転出し、同年同月に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できることから、C市に照会したところ、同市は、「4月から6月の国民年金保険料を6月末日に口座から引き落としていた。5月に被保険者資格を喪失した場合は、6月末に保険料が口座から引き落とされることはなかった。」としているほか、オンライン記録によると、申立人が同年5月以降に国民年金の加入手続を行ったのは、申立人がB区に居住していた平成4年5月20日であることが確認できることから、申立人に昭和58年4月の保険料の納付書が発行され、申立人が納付したと推認することはできない。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、現在、基礎年金番号となっている国民年金手帳記号番号\*に昭和45年から48年までの納付記録のある手帳記号番号\*が統合されており、申立人に当該二つの手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は還付済みの記録となっているが、私は結婚後も国民年金をやめるつもりはなく保険料を納付しており、還付金を受け取った記憶は無いので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後も国民年金をやめるつもりはなく、申立期間の国民年金保険料に係る還付金を受け取った記憶は無いと申述しているが、申立人の夫は A 共済組合の組合員であることから、申立期間は国民年金の任意加入の対象期間となることから、申立人の所持する年金手帳、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）では、申立人が昭和 53 年 1 月 31 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、同年 4 月 1 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人の還付整理簿には、申立人の国民年金手帳記号番号、住所、氏名、金額、還付事由、還付対象期間、還付決定日及び支払年月日が記載され、国民年金被保険者台帳（旧台帳）にも申立期間の保険料が還付決定されている旨の記載があり、当該金額は申立人が所持している領収証書により確認できる申立期間の保険料と符合することから、これらの記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで

申立期間①及び②について、A 区に居住していた時は、私が同区役所の窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。昭和 53 年 11 月に B 町に転居後も、私が同町役場や同町役場職員の集金により夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間は免除期間となっているが、免除の申請をしたことはなく、保険料納付済期間となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A 区に居住していた時は、同区役所の窓口で申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、昭和 53 年 11 月に B 町に転居後も、申立人が同町役場や同町役場職員の集金により夫婦二人分の保険料を納付していたと申述しているが、申立人は保険料の納付方法、納付金額等に関する記憶が明確でなく、保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金被保険者台帳（旧台帳）では、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫も、申立期間は申立人と同様に申請免除期間となっており、不自然さは見当たらない。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（新潟）国民年金 事案 5365（新潟国民年金事案 1276 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から54年3月まで

先の申立てにおいて、昭和53年頃、国民年金の未納保険料をまとめて納付できる旨の通知が届き、当該通知は、私が住み込みで働いていたA教室の師匠にも届いたことから、師匠と相談の上、私が自身の分として約20万円、師匠の分として約70万円を銀行から引き出し、役所の窓口において二人分の保険料を納付したと記憶しているとして申し立てたが、認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、納得できないので再審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和55年4月19日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付により納付することが可能であったものの、申立人の記憶する納付金額は、申立期間の保険料納付に必要な金額と大きく相違しており、申立期間の約半分の期間しか保険料を納付することができないこと、ii) 申立人は、送付された納付書の内容、納付場所など保険料納付の記憶が曖昧である上、申立人が一緒に保険料を納付したとするその師匠は既に亡くなっていることから、具体的な納付状況が不明であること、iii) 申立人の師匠の妻は、申立人から「師匠の保険料を自分の分と一緒に納付してきた。」と聞いたような記憶があるとしているものの、納付の時期、期間、金額など具体的な納付状況は不明であるとしていること、iv) 氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことなどから、既に年金記録確認新潟地方第三者委員会（当時）



の決定に基づく平成23年3月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料は無いが、納得できないとして申し立てていることから、年金記録確認関東地方第三者委員会において再度申立内容を調査したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな周辺事情は見当たらない上、そのほかに年金記録確認新潟地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から49年12月まで  
時期は不明だが、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、父母の二人分の保険料と一緒にA組合を通じて父が納付したと思う。申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「時期は不明だが、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、父母の二人分の保険料と一緒にA組合を通じて父が納付したと思う。」と申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は82か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から50年9月まで

私は、20歳になった昭和46年\*月頃は国民年金に加入していなかったが、数年後にA市役所から督促され、未納となっていた申立期間の国民年金保険料を全額納付した記憶がある。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所から督促され、未納となっていた申立期間の国民年金保険料を全額納付した記憶があると申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年10月頃に払い出されたと推認され、この頃に加入手続が行われたと考えられるところ、A市の国民年金被保険者カードによると、申立人は、同年11月30日に50年10月から52年3月までの保険料を過年度納付したことが確認できることから、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8251

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 1 日から 47 年 12 月 1 日まで  
A事業所（現在は、B社）でC製品のD作業や現場でE作業を行っていたが、事務所に会計士が出入りしていたので絶対に厚生年金保険料は引かれていた。給与は現金支給で、厚生年金保険料や車のローンが天引きされた手書きの明細書の金額を確認していた覚えがある。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚（申立人の親族で、現在は、B社の事業主）は、申立人がA事業所でF作業の仕事をしていた旨の供述をしていることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所は、申立期間を含め現在に至るまで厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は既に他界し、上記の現在の事業主は、申立人の厚生年金保険料の控除や当時の経理担当者等について、「分からない」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8262（埼玉厚生年金事案 779 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 24 日まで

申立期間は脱退手当金支給済期間となっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、また、受給した記憶も無い。前回の第三者委員会の審議では、申立てを認めてもらえなかったが、納得できないので、新たな事情等は無いが再度調査し、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金に係る申立てについては、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年5月29日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはないことなどを理由として、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年3月23日付けで申立人の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今般の再申立ての審議に当たり、申立人から新たな資料等は提出されておらず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたこと

になっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらない上、申立人は、自身が所持する昭和50年9月22日に交付された年金手帳に脱退手当金に関する記載が無いことも脱退手当金を受給していない根拠としているところ、B年金事務所では、同年当時、過去に脱退手当金の支給記録があった者に対して年金手帳を発行する際に脱退手当金に関する記載はしていなかったと思われる旨を回答しており、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。